

第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 記録

日時 : 令和6年12月25日
場所 : 都庁第二本庁舎22階 22C会議室
出席者 : 【委員】 亀山 章 (委員長)
石飛 博之
篠原 修 (委員長代理)
知花 武佳
鶴田 由美子
吉田 ゆり子 (欠席)
【助言者】 渋谷 啓一 (文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官) (欠席)
平澤 毅 (文化庁文化財第二課名勝部門主任文化財調査官)
【事務局】 水道局: 経理部
水道局: 浄水部

配付資料 : 第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 次第
資料1 第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料
資料2 第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>

討議等の内容 :

1 開会

事務局 (用地担当課長) :

定刻になりましたので、ただいまから第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を開催いたします。委員の皆様には、年末の大変お忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、委員会の事務局を担当しております、水道局経理部用地担当課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

一番上にありますが、本日の「次第」でございます。それ以降は、資料1「第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料」、資料2「第5回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>」となっております。

2 委員等紹介

事務局 (用地担当課長) :

議事に入ります前に、本日の委員の出欠でございます。まず、篠原委員におかれましては、御都合により本日はオンラインでの御参加となっております。

また、吉田委員でございますが、所要のため御欠席されとの連絡をいただいております。吉田委員からはコメントをいただいておりますので、後ほど事務局から御報告をさせていただきます。

次に、助言者として御参加いただいている文化庁におかれましては、本日こちらに御出席いただいておりますので、紹介をさせていただきます。文化財第二課名勝部門主任文化財調査官の平澤毅様でございます。

なお、文化財第二課史跡部門主任文化財調査官の渋谷啓一様におかれましては、所用のため御欠席されとの連絡をいただいております。

また、玉川上水中流部に関係する庁内関係局及び沿線自治体の関係者の皆様につきましては、オンラインで御参加いただいているところでございます。

最後に、本日の委員会の終了は、午後4時を予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

なお、プレスの方の写真撮影はここまでとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、亀山委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

I 報告事項

II 検討事項

亀山委員長：

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

議事は、報告事項と検討事項とになっております。まとめて、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、事務局から御説明させていただきます。

議事資料の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。本日の議事内容でございますが、報告事項と検討事項とで構成しております。事務局から全てを御説明させていただきました上で、委員の皆様からの御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに「報告事項1 第4回検討委員会でいただいた主な御意見等」について御説明いたします。

3ページを御覧ください。第4回検討委員会で委員の皆様方からいただいた御意見、御助言の要旨と対応状況をお示ししております。

ゾーニングに関しては、御意見を踏まえまして、右岸左岸の区別が分かるように、ゾーンにおける課題や状況を記載するとともに、今後、各ゾーンの理想像を考える際の参考として、水路・法面の現況と昭和以前の様子が比較できる資料を掲載いたしました。

続きまして、植生管理に関してでございます。

まず、ゾーン③における樹木の伐採・抜き切りについてでございますが、ヤマザクラを被圧する樹木の伐採の具体的な内容につきましては、名勝を管理している教育庁や地元自治体と協議しながら決めてまいります。

また、抜き切りの場所や順番につきましても、住民の皆様に丁寧に説明をしながら決定、実施をまいります。

次に、自然環境調査と区画調査の関係性についてでございますが、御意見を踏まえ、両者の関係性が分かるよう、計画改定案に記載をさせていただいたところでございます。

また、区画調査の定点についてでございますが、今後の運用の中で検討してまいりたいと思います。

次に、活用整備に関してでございます。こちらも御意見を踏まえまして、今後の運用の中で発信内容の検討をしてみたいと考えてございます。

最後に計画の進め方に関してでございます。御意見を踏まえまして、災害時における対応方針に係る項目を追加いたしました。こうした対応を反映する形で、当局において計画改定案を作成し、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。

続きまして「報告事項2 パブリックコメントの実施結果」について御説明させていただきます。

5ページを御覧いただきたいと思います。まず、「実施概要」について御説明いたします。

パブリックコメントは、本年9月12日から10月11日までの30日間実施いたしました。コメントは、郵送又は電子申請システムにより募集をしており、延べ48名の方から、合計147件の御意見をいただきました。

本日の参考資料に、御意見の全文と当局の考え方の案をまとめておりますが、本日は時間の関係上、説明は省略させていただき、議事資料の「主な御意見の要旨」について御説明させていただきます。

主な御意見の要旨といたしまして、議事資料には八つ記載をしておりますが、この中で計画改定案の内容の修正等に係る御意見である五つについて御説明させていただきます。

まず、上から二つ目でございます。玉川上水は生物多様性の豊かさを持つ場所となっていることから、史跡・名勝としてだけでなく、緑地としての価値を考慮に入れ、記載されるべきというものでございます。

次に、上から四つ目でございますが、樹木の根がローム層の法面の乾燥を防止している以上、基本伐採すべきではないというものでございます。

次に、上から五つ目と六つ目でございますが、サクラ以外の樹木は伐採すべきというものと、サクラ以外の樹木も配置すべきというものでございます。

最後に一番下の御意見ですが、玉川上水は鬱蒼として日陰があるほうが、地球温暖化の時代に喜ばれるのではないかとというものでございます。

これらの御意見への当局の対応案は、後ほど説明させていただきます。

次に、検討事項について説明させていただきます。

まず、「検討事項1 これまでの検討状況」についてでございます。

7ページを御覧ください。「検討状況の概要」といたしまして、資料の左側に計画改定の論点を、右側にこれまでの委員会で御検討いただきました主要内容を記載しております。

続きまして8ページを御覧ください。この資料は、これまでの検討の経過をまとめたものでございます。本日は、先ほど御報告させていただきましたパブリックコメントの結果を踏まえ、計画改定案の検討を行いたいと考えてございます。

続きまして、9ページを御覧ください。「パブリックコメントでいただいた御意見への対応」について、先ほど御説明させていただきました主な御意見の要旨と、当局の考え方の案等を記載してございます。

まず一つ目と二つ目の御意見につきましては、計画改定案において貴重な「土木施設・遺構」として、また、「快適な水と緑の空間」として親しまれていることから、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を行うこととしており、特段修正は行わなくても、この御意見の趣旨は反映されているものと考えております。

次に三つ目と四つ目の御意見につきましては、これまでの委員会においてお示しさせていただきましたとおり、当局が実施した調査において、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化が確認されております。そのため、特段の修正を行わず、委員会でいただいた御意見を踏まえて設定した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木の管理を行うこととしたいと考えております。

次に、五つ目と六つ目、名勝「小金井（サクラ）」についての御意見でございますが、名勝を管理している東京都教育庁や地元自治体と協働して進めることとしており、引き続き、教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、七つ目と八つ目の御意見でございますが、計画改定案では、周辺の民有地や道路へ越境する樹木等の剪定を行うとともに、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するため、必要に応じて間伐等を行うこととしており、御意見については、今後、改定計画に基づき、作業を行う際の取組の参考として、承りたいと考えております。

以上、御説明させていただいたように、御紹介した主な御意見の要旨に係る修正等はありませんが、このほか、計画本文の記載内容、記載方法等についていただいた御意見を踏まえ、一部改定案の修正を行いたいと考えております。

続きまして、10ページを御覧ください。パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえた修正案をお示ししております。

まず、項番1でございますが、植生管理の内容にツル取りについての記載を入れてほしいとの御意見があったことから、その旨が含まれるよう修正をいたします。

項番2、3及び4についても、同じ御意見を踏まえ、修正をいたします。

続きまして、項番5でございますが、ゾーンの⑤から⑦まで、つまり、境橋よりも下流側の植生管理方針において、外来種の除伐やササ刈り等を明記してほしいとの御意見でし

た。このうち、外来種の除伐について、計画改定案 33 ページ、中流部全域での樹木及び林床管理に係る項目では、明るい雑木林を形成するため、必要に応じて常緑広葉樹等の間伐や外来種の除伐を実施すると記載しておりますが、計画改定案 38 ページの「保存整備施策及び植生管理方針」の記載では、外来種の除伐が読み取れないことから、議事資料に記載したとおり、修正をさせていただきます。

続きまして、項番 6 でございますが、中流部全域の方針といたしまして、樹林の若返りや明るい雑木林の形成を掲げている中で、ゾーン⑤から⑦まで、境橋から下流側でございますが、こちらの植生管理方針の記載内容については、大径木化した樹木を保存するかのよう読み取れるとの御意見でございました。この項目で維持の対象として考えているものは、落葉広葉樹等が混生する樹林環境であることから、それが分かりやすくなるよう、議事資料の記載のように修正をさせていただきます。

続きまして、11 ページを御覧ください。項番 7 でございますが、史跡の指定理由と基準を明記すべきとの御意見をいただきましたので、保存管理計画をもとに、史跡及び名勝の指定理由など、概要についての記載を追加させていただきます。

続きまして、「検討事項 2 史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り未来へつなぐ～（案）」について御説明をさせていただきます。

13 ページを御覧ください。「計画の体系」でございます。

資料左側が現計画の目次、右側が計画改定案の目次となっております。計画改定案では、新たにゾーニングと植生管理に関する章を追加いたしました。

次に、14 ページを御覧ください。「計画の基本的な考え方」でございます。本計画の目的、改定の背景を記載するとともに、計画の対象期間及び対象区間についてお示しをしております。

次に、「玉川上水中流部の現状と課題」についてでございます。資料では、15 ページから 18 ページにかけて記載をしております。

こちらには、現計画に基づく施策の実施状況や効果、課題などを取りまとめておりますが、これまでの委員会で御説明させていただいた内容と重複する部分も多いことから、本日は、説明を省略させていただきます。

続きまして、19 ページを御覧ください。「ゾーニング」について御説明いたします。

玉川上水中流部は、延長約 18 キロメートルに及び、法面の形状や護岸の有無、水路の深さ、植生等の自然環境は様々ではございません。そこで、今回の改定では、玉川上水の現況を「水路・法面の形状」、「法面の保全状況」、「植生等の自然環境」という三つの視点により類型化し、中流部を七つのゾーンに区分することといたしました。

ゾーニングにより現況を類型化することで、ゾーンごとの特徴や課題の傾向を具体的に示し、優先順位をつけながら計画的に法面保護工を施行するなど、より効果的に保存整備を進めてまいります。

あわせて、ゾーンごとの特徴を踏まえた植生管理を行うことで、生物多様性の保全にも寄与することを目指してまいります。

また、ゾーニングにより明らかとなった特徴や課題を地元の自治体や住民の皆様とも共有し、御理解をいただきながら、史跡・名勝の保全に取り組んでまいります。

ここからは、改定後の「整備活用施策」について御説明いたします。

現計画から引き続き実施する施策も多いことから、今回の改定のポイントとなる点に絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の 20 ページを御覧ください。「水路及び法面の保全」に関しては、水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存する、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図り、生物多様性の保全にも寄与していくなどの基本方針を示し、これに基づきまして施策を進めることとしております。

今回、法面の形状や水路の深さ、これまでの保護工事の施行歴等を踏まえ、ゾーンの①、②及び⑥を「優先整備区間」と位置づけ、計画的に管理を行うことといたしました。ただし、その他の区間につきましても、保全の緊急性が高いと判断した箇所につきましても、優先して保護工事を実施いたします。

また、水路及び法面に関するモニタリングにつきまして、優先整備区間では2年から3年に1回、その他の区間は5年に1回程度実施し、定期的に水路及び法面の形状データの収集、蓄積を行ってまいります。

次に、21 ページを御覧ください。今回、法面や法肩に生育する樹木の管理に関して、伐採の対象となる樹木の基準を新たに設定いたしました。

法面や法肩に生育する樹木は、根の伸長による法面表層土の剥離崩落や、根が露出して緊縛力が低下した樹木の滑落に伴う法面等の大きな崩落を引き起こすだけでなく、法面等の崩落に伴い倒伏することで、周囲にも影響を与える可能性があります。

そのため、法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏する恐れの高い樹木及び過度な根系発達により、法面の形状変化を進行させる恐れの高い樹木は、法面保全のため、伐採の対象といたしました。

伐採の対象となる樹木の基準ですが、法面の形状及び樹木の生育場所という視点から、幹直径 50 センチメートル以上を目安として、一点目としては、周囲の法面が直壁状又はオーバーハング状であること、二点目としては、法面に生育、又は幹の中心部が法肩から 50 センチメートル以内に生育している、という二点を同時に満たす大径木としました。

中流部に生育する幹直径 50 センチメートルのケヤキ、コナラ及びクヌギについては、その多くが樹高 10 メートル以上に成長しています。これらの樹木では樹高 10 メートルの推定重量は約 2 トン、樹高 20 メートルでの推定重量は 5 ～ 6 トンに達することから、成長した樹木が自重を支えきれずに倒伏した場合、法面の大きな崩落を誘引するだけではなく、仮に水路側に倒れたとしても対岸のフェンスまで到達し、広範囲に被害を与える可能性が高いと考えられます。

また、生育場所に関する基準のうち、法肩端から 50 センチメートル以内という距離につきましては、伐採対象となる大径木を幹直径 50 センチメートル以上としたことから、生育している位置が水路側に極めて近いものとして、設定いたしました。

なお、法面への影響が大きいと判断した場合には、幹直径 50 センチメートル未満の樹木も伐採対象とすることがございます。

続きまして、22 ページを御覧ください。「名勝『小金井（サクラ）』並木の保存」につきましては、引き続き、名勝を管理している東京都教育庁がヤマザクラの補植及び維持管理を、当局が被圧樹木の剪定及び伐採並びに補植適地の提供を、地元自治体等が苗木の準備及び提供を実施いたします。

当局は、東京都教育庁や地元自治体といった関係機関と連携しながら、ヤマザクラを被圧する樹木の伐採及び剪定、並びに補植適地の提供に取り組んでまいります。

また、補植整備済区間においては、ヤマザクラ並木の維持をしていくために被圧樹木から発生した萌芽が成長してヤマザクラを再度被圧しないように剪定、伐採するとともに、年 3 回程度の下草刈りを実施いたします。

続きまして、23 ページを御覧ください。「活用整備の推進」について、現地施設等の改善として、現計画に基づき設置した説明板について、二次元コードを利用してウェブ情報にアクセスできるようにすることで情報の拡充を図るなど、より多くの方に玉川上水への理解を深めていただけるよう更新をいたします。

また、適切な植生管理を通じて、橋からの眺望を確保していくとともに、SNS 等を活用した発信にも努めてまいります。

次に、普及啓発といたしまして、引き続き、当局施設を活用するとともに、史跡玉川上水への理解を深めていただけるよう、玉川上水の歴史等をテーマとした講演会も実施いたします。

続きまして、24 ページを御覧ください。道路・緑道のフェンスにつきましては、これまでも文化財としてのまとまりを創出するという観点で、素材や色彩、高さについての規格を示し、更新時にこうした規格を満たすフェンスとするよう、各管理者に働きかけてまいりました。

今回の改定では、道路・緑道のフェンスについて、規格に関する項目を「景観に配慮したデザインの使用」と「安全性の確保」という二つに分け、前者では素材や色彩、後者では高さの規格を示すことにしました。

また、高さの規格でございますが、現計画では法面の状況に応じて0.8メートルから1.1メートルとしておりましたが、改定後の計画では柵の高さが1.1メートル以上となるよう、各管理者に働きかけていくことといたしました。

次に、25ページを御覧ください。こちらは「植生管理」についてまとめた資料でございます。

玉川上水は貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれています。そのため、史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえ、適切な植生管理を行ってまいります。

植生管理に当たっては、周辺地域や玉川上水を来訪される方の安全性と快適性を確保する、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう管理を行い、エコロジカルネットワークの形成に寄与することを目指す等の基本方針を設け、この方針の下、大径木等の管理や枯損木等の伐採・剪定、樹木及び林床管理を実施いたします。

また、環境変化に対するモニタリングは、毎木調査については5年程度ごとに、植生等の調査については、中流部全域を対象とした調査を10年程度ごとに、特定の区画での調査を3年程度ごとに実施することといたしました。

次の26ページでございますが、植生管理作業の内容を分かりやすくお示するため、管理のイメージとして、作業前後の断面図を掲載しております。

なお、パブリックコメントに付した計画改定案の断面図に記載されているフェンスの高さや色彩を、計画改定案に記載している規格に合わせた表現となるよう修正し、今回の議事資料に掲載させていただいたところでございます。

次に、27ページを御覧ください。こちらは「計画の進め方等」についてまとめた資料でございます。

玉川上水の保存整備・活用整備につきましては、地元住民の皆様や地域の団体、多様な関係機関が関わっております。引き続き、エリアごとの説明会の開催などを通じて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を実施いたします。

また、災害時には関係機関と連携しながら、速やかに応急復旧を行い、史跡・名勝の保存と機能の維持に努めてまいります。

今回の計画改定案において、ゾーニングとモニタリングを導入いたしました。今後はゾーンごとの課題を踏まえつつ、モニタリング調査の結果や新しい技術を活用しながら、維持管理を行ってまいります。

議事資料の最後でございますが、28ページを御覧ください。こちらには計画改定案のコラムや附属資料をリストアップしております。

委員会でこれまでいただいた御意見等を踏まえまして、本文中のコラムとして、玉川上水の歴史や生息している生物の概要などを掲載いたしました。

また、附属資料として、現計画で掲載されているものに加え、中流部の水路断面図や現況写真等を取りまとめた資料や、当局が実施した自然環境調査結果の概要資料、歴史環境保全地域や景観基本軸など玉川上水に関する関係法令・計画等をまとめた資料なども、掲載することといたしました。

附属資料についての御説明は以上でございますが、最後に、本日御欠席の吉田委員から、計画改定案に関してコメントをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

1、完成当時の法面の形状について。玉川上水が作られた当時の法面の形状を調査、検討し、法面がどのように変化したのかを明確にすることで、史跡として何を守らなければならないのかを確認することが重要である。この点を明らかにすることが今後の課題であることを、議事録に残しておいていただきたい。

2、名勝と都市景観の関係性について。玉川上水の土手にサクラが植樹され、名勝「小金井（サクラ）」の並木が整備された江戸時代は、都市の景観や環境に対する意識が高かった。

また、武家屋敷が撤退した後、悪化した都市環境を改善するために明治政府も植樹を行うなど尽力した。伝統社会においても景観や環境に対する意識が高かった。今後の施策の中でしっかりと伝えていっていただきたい。

3、法面等に生育する大径木の管理について。人命を第一に考え、伐採をすることはやむを得ないものの、伐採後に抜根し、将来的には法面を復元する必要がある。ただし、法面等に生育する大径木を伐採する際は、一気に景観が変わることのないよう、計画的に進めていただきたい。また、改定計画を策定した後は、しっかり状況を把握しながら進めていただきたい。

吉田委員からのコメントは、以上でございます。

また、事務局からの御説明も以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。次第に従いまして、御説明いただきました。

報告事項と検討事項とに分かれておりますが、まず、報告事項について御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

議事資料3ページが「第4回検討委員会でいただいた主な御意見等」、4ページが「パブリックコメントの実施結果」です。

知花委員：

パブリックコメントにも丁寧に対応されているので、ぜひ、このまま進めていただければと思います。

いくつか確認させてください。4点ありますが、一点目、参考資料はパブリックコメントの質問の一つ一つに対し順番に回答されているものですが、本日、御説明いただいた議事資料は、いくつかの質問と回答を束ね、相反する意見をセットにして回答されています。この議事資料は、公開するのでしょうか。

事務局（経理部長）：

議事資料は、公開いたします。

知花委員：

ありがとうございます。議事資料もあつたほうがいいなと思います。皆さん、自分の意見に対する回答は見られるかと思いますが、相反する意見がどういうものなのかが分かり、こうした示し方もいいのではないかと考えています。

回答もこのような感じでいいかと思いますが、鬱蒼としている場所がいいという人と悪いという人がいます。参考資料を見ると、いいと言っている人は、自転車で通っていたら日陰があつて涼しくていいとおっしゃっていますが、日陰に関してはどうなりますかね。十分考慮されているかとは思いますが、なくなるものではないでしょうか。

事務局（経理部長）：

日陰を全てなくしてしまう、そういうことを目的とはしていません。日陰は、ある程度残るかと思います。

知花委員：

実際に回答するかどうかはお任せしますが、一言、日陰がなくなるようなことはしないという記載があつてもいいのではないかと考えたところです。

二点目です。議事資料21ページの「イ 法面や法肩に生育する樹木の管理」のところで。吉田委員もコメントされていましたが、木を切った後はどうするのでしょうか。切った後の切り株をそのまま残すのか、それとも根こそぎ取ってしまうのか。この後の処理は、どうされるのでしょうか。

事務局（経理部長）：

本来ですと、伐根が望ましいのかもしれないのですが、伐根してしまうと法面自体を壊してしまうこともあります。まずは伐採をして、その後、何年かするとひこばえが生えてきますので、その処理を続けるというイメージを持っております。

知花委員：

私もそうと思いますが、一方で伐根しなければ法面は維持されるのかということも気になります。例えば、切り株に薬を塗ったり、何か被せたりといった例を見ることもありますし、そういった処理が必要なのかも気にはなります。ひこばえが生えてくるまでには時間がかかるでしょうし、直ちに 50 センチメートル以上には該当しないでしょうが、こうしたひこばえも処理を続けていくということでしょうか。

事務局（経理部長）：

ひこばえが生えてくると、いつかは大きくなります。どの程度の頻度でやるかは決まていませんが、せっかく伐採した後ですので、適宜処理を行い、史跡の保存に努めたいと思っています。

知花委員：

分かりました。ちなみ、50 センチメートル以下も対象となることがあるというような記載はありますが、ほかにも対象となる樹木もあるのではないかと思います。つまり、「法面の影響が大きい場合は、上記の限りでない」といった記載になるのでしょうか。

直壁状又はオーバーハング状の法面以外もあるかも知れませんが、樹木の直径以外にも何かしらの例外が出てくるかも知れませんので、もう少し広く記載してもいいのではないかと思います。

次に三点目です。議事資料 27 ページに、「計画期間の終了期には、モニタリング調査等」といった記載があるのですが、改めて、計画期間がいつまでだったかを教えていただきたいと思います。

また、議事資料の 26 ページに下草刈りの記載がありますが、この状態を保つとなると、結構な頻度で作業を行う必要があるかと思います。先ほどのひこばえもそうですが、どの程度のペースで作業を行っていく予定でしょうか。地域の人と一緒に作業を行うという話になることも多いですが、この場合はフェンスの水路側の話になりますので、安全面を考慮すると、一般市民に作業をお願いするわけにはいかないのではないかと思います。

そうすると、高頻度で作業を行うのは結構大変ではないのかと思うので、この計画改定案の終了期がいつで、どの頻度で下草刈りの作業を実施する予定なのかということをお願いしたいと思います。

事務局（経理部長）：

まず、計画の終了期ですが、令和 15 年度までの約 10 年間の計画期間になっています。

二つ目の、どの程度の頻度で下草刈りを実施するのかについては、知花委員の御指摘のとおり、予算や人手の問題もありますので、状況に応じて判断をしていきたいと思っています。

理想像を書いた面もありますし、地元の方の御意見などもあるかと思いますが、丁寧に進めていきたいと考えております。

知花委員：

分かりました。絵ができると、皆、こういうものを期待するので、「ササを刈った直後はこうだったけど…」ということにならないようにしていただければと思います。

そういう意味では、ササが伸びるペースがどれくらいかは分かると思うので、これぐらいの高さには抑えたいと、少し余裕を持って書いた方がいいのではないかと思います。

四点目です。23 ページに記載されている SNS の発信も大事ではあるのですが、何でもかんでもやりますとなると事務局が大変になる一方ですので、住民の皆さんが投稿してく

れるような、例えば、玉川上水の様子を撮影した写真をアップロードできるようなサイトができたらいいいのではないかと思います。

事務局（経理部長）：

ありがとうございます。

知花委員：

以上の四点なのですが、最後にもう一点だけ。

先ほどの吉田委員のコメントに、法面の変化の話がありましたが、私も大事だなと思います。

最近、いろいろなところで環境目標を議論する機会がありますが、あちらこちらで目標像は何かという話になります。目標像を考える話は古くからありまして、それがまた最近多くなっているのですが、そのためには、経年的な変化を追う必要があるかと思います。

例えば、昭和 50 年当時の姿に戻したいと言っても、そもそも戻るものではありませんし、その「当時の姿」が何なのかも限られた写真からだけではよく分からない。どのように鬱蒼としてきたのか、水が少なくなってきたのか、護岸が崩れてきたのかというような変化を追った上で、どの時点に戻すということではなく、新たな姿を模索していくのだと思うのですが、こうした目標像を皆で考えていくことが大事なのではないかと思います。

こういったパブリックコメントでも、相反する意見がたくさんあります。言葉にしたら相反しますが、皆が考えている絵は、そこまで大きく違わないのではないかと思います。鬱蒼としているのは嫌だと言っている人と鬱蒼としていたほうが良いと言っている人とでは、真逆のものを想像しているのではなくて、そこまで大きく違わないものを指しているのではないかという気がします。

絵でも写真でもいいのですが、経年的なものを示しながら、パブリックコメントの意見と照らし合わせる事ができればいいのではないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

亀山委員長：

ありがとうございました。

鶴田委員：

いくつかありますが、パブリックコメントでは、これだけのたくさんの御意見が寄せられて、皆さんに関心高く見ていただきました。その中でも、生物多様性の保全を史跡の保全の中でどう考えるのかについては、ホットな意見が多かったかと思います。

今回、基本方針の中でも植生管理の中でしっかりと生物多様性保全にも寄与していくということが明確に示されたのは、「快適な水と緑の空間」と合わせて、今後の大事な目標になったのではないかと思います。

これまでの議論の中で、たくさんモニタリングをして、順応的な管理をしていくということが謳われました。報告事項の中で事務局から説明していただいたとおり、区画調査の対象が植物と昆虫とになっていますが、私としては、ここに鳥類も入れていただきたいことを意見しておきたいと思います。

というのも、計画改定案 47 ページに、鳥類調査の結果として、中流域は他の区間に比べて確認種数がやや少ない傾向にあったことが明記されています。また、これまでに整備された放射 5 号線のところでは、地域団体からも鳥類の変化について懸念する声が上がっています。

中流域の鳥類の確認種数については、今は少ない傾向にあったという結果でしたが、特に「小金井（サクラ）」の補植整備済区間では、サクラの成長に伴って鳥類が戻ってくる可能性があります。小金井公園が近い場所ですから、一時的にそちらに移動しているだけなのかもしれません。

区画調査によって経年で変化を追っていかないと、10 年ごとの自然環境調査では分からないわけです。増えるのか、減ったままなのかということを、しっかり追っていく必要があります。

今はサクラの補植整備済区間が2キロメートル弱となっていますが、補植整備済区間を含むゾーン③については、今後、どういう管理をしていくのかということについては、地域の中でも意見が両極端になっています。そういった状況もありますので、今回の調査を踏まえて、区画調査で追跡できるような形でモニタリングをして、その結果に合わせて順応的な管理をしていくことがいいのではないかと思います。

一方で、先ほどもお話があったように、予算等の都合も理解できる場所ですので、地域の方々が持っている自然環境の情報を寄せていただいて、管理の中に使っていくことができるようにするといいいのではないかと思います。

情報収集に関しては、SNS等で情報を集めることもいいのですが、希少種の場所が分かるように情報がアップロードされると、盗掘される恐れもあります。自然環境の目安箱ではないですが、そのような形で水道局の皆さんに、「ここにこんな珍しいものが残っていました」や「ここで繁殖しているので、管理する際は気をつけてください」のような報告を行うことができる仕組みがあると、双方によって充実した体制になるのではないかと思います。

加えて、法面保全のために伐採する大径木についてですが、優先整備区間には該当していないものの、第4回委員会の参考資料「3 法面・法肩に生育する大径木の分布状況」を見ると、ゾーン③には伐採の対象となる樹木が多くあります。

基準に該当する樹木を伐採すると、景観が相当変わることになるかと思いますので、景観が大きく変わらないようにしてほしいという第4回委員会の吉田委員の御意見は、まさにそのとおりかと思います。

サクラの補植整備済区間については、地元との協議の上で実施することが強調されて記載されていますが、その他の区間についても、大径木の伐採計画が明確になった段階で、どのような順番で、どの程度伐採していくのかということを経元にこまめに共有し、住民の方からも御意見を伺いながら、伐採の計画を進めていただきたいと思います。

その共有がないと、「事前に話がないままに伐採された」という話になりかねませんので、優先整備区間ではなくても、必ず、丁寧に説明していただきたいと思います。

以上です。

亀山委員長：

区画調査では、鳥類の調査も必要ではないかという御意見と、大径木を伐採する際は、地域の方々の理解が得られる方法を取っていただきたいという御意見でした。

この二点について、事務局から回答をお願いいたします。

事務局（経理部長）：

3年ごとの区画調査の具体的な設計は、これから進めてまいります。その中で、鳥類についてもどうするのかを検討いたします。確かに、経年的に見ていったほうが、また次の計画を作るときにも役に立つかと思います。そういったことも踏まえながら、検討していきたいと思います。

次に、地域の方との関係については、毎年、法面の工事や樹木の伐採等の作業を行う前に、中流部を四つのブロックに分けて説明会を行っております。今後も、そういった説明会を通して、丁寧に説明していきたいと考えております。

鶴田委員：

ありがとうございます。

御説明する上で「大径木の伐採基準に該当するものは、今年中に伐採します」のような内容だけでは、具体的な作業イメージが伝わらないのではないかと思います。

基準に該当するものを全部伐採するのか、少しは残すのか。特に、伐採の対象となる大径木が多いところについては、「このうち、今年は半分を伐採します」というように、地域の方が、緑のボリュームを具体的に感じとることができるような説明が大事だと思います。

事務局（経理部長）：

分かりました。ありがとうございます。

石飛委員：

意見、質問というよりは感想に近いことですが、今回のパブリックコメントで多くの御意見をいただき、私も読ませていただきました。

一つの印象として、今回の計画改定案を出したことで最初は意見が、本当に多様でしたが、例えば、ゾーニングであったり植生管理を丁寧に書き込んだりしたことによって、そのことに対して理解を示し、また、賛同しておられる方が大変増えたというのは、この計画改定に携わる者として、大変嬉しく思っております。

多様な意見がかなり収束しつつあるというのは、やはりゾーニングを取り入れたことが非常に大きいのではないかと考えます。

そうは言っても、木を切るなどと言う人と、木を絶対に切れと言う人がいる。これは仕方がないことですし、先ほど知花委員からも話がありましており、実際に作業を行ってみたら、このような感じかなと思っていただくことも、これからの取組次第ではないかと思えます。

そして、通り一遍の植生であり、また史跡でありということではなくて、それぞれのゾーンが特色を持ったものになっていて、この部分はとてもいいなと思う人が結構出てきていることは、私は非常に素晴らしいことだと思います。

また、今後、モニタリングをしっかり実施していくということです。予算の範囲内になるかとは思いますが、その結果を地元自治体の方々、それから関心を持っておられる方々と共有をしながら、意見を取り入れていくことを継続的に実施していくことが、玉川上水に一層の愛着を持っていただくという点では、大変大事だろうと思います。

それから、最後に付け足しです。私どもも様々なものを見せるときには、設計図や断面図を見せてもよく分からないということで、写真を見せることがあります。最近では、水道施設の三次元の図面を見せることによって、仕組みや空間の状況が分かるようになっていきます。

将来的に余裕があれば、玉川上水の全体をホームページに三次元で示して、クリックすると、ここがこのような形状になっていると分かるように、将来の研究課題として検討していただければと思います。

以上です。

事務局（経理部長）：

先生方からいろいろな御意見をいただき、今回、ゾーニングを取り入れることができました。非常に助かりました。

パブリックコメントの意見を読んでいても、やはりゾーニングの項目が入ることによって、分かりやすいといえますか、どこの話をしているのかということも、きちんとやり取りができますので、非常によかったかと思えます。ありがとうございました。

また、石飛委員から具体的な姿が見えるとよいという話がございましたが、樹木の伐採でも、切った後の姿が見えないという話もありますので、地元の方には、できるだけ具体的な姿が見えるような形で、この仕事を進めていくことができればと思っております。

亀山委員長：

玉川上水は全線が長いので、ゾーニングによって、どこのことを言っているのかということが、分かるようになりました。これで皆さんに理解をしていただけるようになったのは、とてもよかったのではないかと考えています。

もう一つは、自然を扱うときには常にそういう面がありますが、一言で樹木の伐採というと、樹木を全部切ると言う人がいます。言葉だけだと見解が分かれますので、できるだけ、具体的に分かるようにする。ゾーニングもそうですが、この場所でこれをしますということを分かりやすくするということは、これからいろいろなことを進める上で、大切なことだと思っております。

鶴田委員：

蛇足になるのですが、境橋の辺りから千川上水が分岐しています。千川上水も、管理を移譲された武蔵野市が平成 22 年に整備基本計画を作りました。

人工的な護岸にすることで、生き物の生息空間をどのように創出していくか。過去には放流事業もあったかと思います。生物多様性に関して言えば、平成 22 年の段階でも、生物の生息・生育環境の向上・創出を図るということを環境形成方針とされています。

パブリックコメントの御意見の中に、ゾーン④の中で梶野橋から下流、まだヤマザクラを補植していない区間については、どちらかという、ゾーン⑤寄りの管理をすべきではないか。武蔵野市の生物多様性の保全戦略上も、そういう管理をすべきではないかといったものがありましたが、地域ごとの緑の特色というか、生物多様性の保全方針については、玉川上水を除くという話にはならないかと思います。

生物多様性は点や線では守れなくて、面や帯といった連続性で守っていきますが、今回の計画改定案には、エコロジカルネットワークの形成ということを書いています。そういった地域の管理の方向性と緊密に連携を取っていただくというのは、とても大事なことでないかと思います。

先ほど申し上げた地域への説明というの、文化財の保全の視点から言えば自治体の関係部局に限られると思いますが、環境部局の方等も交えて議論していただけるような場を作ることができるというのではないかと思います。

知花委員：

今、鶴田委員がおっしゃったことは、そのとおりかと思います。

今後の話で二点ありまして、先ほど、鶴田委員と石飛委員もおっしゃっていたのですが、一点目は、説明会のあり方を少し工夫された方がいいのではないかと思います。

パブリックコメントに、説明会が機能していないのではないのかという意見とか、樹木の専門家を呼んでほしいといった意見があり、少し気になりました。

それにどう応えるかの検討は必要ですが、今回、こういう事情で樹木を切りますという説明だけでは、参加する側からしても面白くありませんので、半分は事業の説明で、もう半分はテーマを決めて、今回は樹木の専門家の講演、今回は歴史の講演をしますといった工夫も良いと思います。あるいは、参加者と一緒に一時間ぐらい玉川上水に沿って歩いた後に意見交換を行うなど、いろいろなパターンがあるかと思います。石飛委員がおっしゃったように、今、新しい技術もたくさんあり、三次元の図面も出ていますので、そういったものを組み合わせながら説明会を開催できるとよいのではないかと思います。

説明会を開催する側も大変ですし、せっかく開催するのに、参加者から詰め寄られるだけの機会になるのはもったいないので、楽しみながら有意義な意見交換になるような工夫ができればよいのではないかと思います。

もう一点は、あちらこちらで申し上げていますが、お金の話がたくさん出てくる中で、一つのあり方として、民間資金の積極的な活用を考えるべきだと思います。要は、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等で、企業も何らかの環境貢献をしたいのですが、何をしたらよいか分からないという場合が多々あります。

地方の河川だと難しい面もありますが、これだけ人が通るところで、企業が名前を掲げて、何かを整備するなど、ここでお金を出すことには、結構な意義があるのではないかと思います。玉川上水は、その可能性がかなり高い場所ではないかと思うので、そういったことも今後、検討していただければと思います。

今後の運用面について、以上の二点です。

事務局（経理部長）：

御意見ありがとうございます。

今後、この計画をどのように進めていくかということは、重要だと思っています。計画を策定してから実行していくことが大事で、やはり円滑に進めていかないと計画の中身が実現しないので、今、いただいた御意見を踏まえて進め方を考えていきたいと思っています。

亀山委員長：

少し余談となりますが、今年は「小金井（サクラ）」が名勝に指定されてから 100 周年を迎えたことから、いろいろなイベントが開催されました。

先日、私も小金井で話をしてきましたが、どうして玉川上水にサクラを植えたかったのだろうということを考えたときに、誰もどこにも書いてないものの、私なりの理解をしたのは、江戸の一番大事な水道施設をしっかりと見せたい。だからこそ、皆に玉川上水に行ってみてほしいということだろうなと思ったのです。

おそらく、江戸の人たちにとっては、玉川上水の水がなければ江戸で住めないわけですから、そういう点で最も基幹になる土地、施設ですし、命の源泉にもなる場所です。だからこそ、そこで花見をしてもらいたい、あそこに行ってもらいたいというのがあったのだろうと考えたのですが、どうして誰も言わないのかと不思議に感じます。

なぜこんなこと言うのかというと、私が子供の頃、水道施設はとても大事な遠足の場所でした。小学校 4 年生のときは村山貯水池を見に行きましたし、小河内ダムも遠足の場所でした。

大事な水道施設というか、都市の基幹施設を見てもらうというのは、これは市民の教育としても、とても大事なことなのですが、玉川上水の一部については、地下化というか、暗渠で水を運べるようになって、水の流れが見えなくなっているのが現状です。都市の基幹施設が、我々にとって大事なインフラであることを皆さんに理解していただくということを、積極的に考えてもいいのではないかと思います。

そういう点では、計画を進めていくことも大事なことなのだと思いますし、できるだけこれを広めるような形で、進めていただけるとありがたいと思います。

本日は、文化庁から平澤主任調査官に来ていただいていますので、総括的なコメントで結構でございますので、御意見をよろしくお願いいたします。

文化庁（名勝部門主任文化財調査官）：

これまで深く議論がなされ、また、パブリックコメントには、これほど来るのかというぐらい意見が寄せられました。先ほどから議論にもなっていますが、樹木を全部切ってくれという意見と切るなという意見とが、これほどまでに拮抗して出てくることには、少々驚いております。

先ほど、説明会について知花委員が素晴らしいことをおっしゃっていましたが、住民からすれば、管理する側が「こうしますよ」ということを聞きに行く印象かと思います。ここにテーマを持たせ、参加してみようかなと思う仕掛けを作ること、管理に対する住民の理解が深まったり、なぜ住民間で違った意見が出てくるのかという行政の理解が深まったりすることとなります。そういったことを繰り返す中で、ディスカッションの場が整っていくことになろうかと思います。

計画改定案の内容については検討が進みましたので、今後の進め方を工夫されると、一つの先進的な、いわば本質的な取組事例として、他の見本となるような事業になるのではないかと思います。そういったことを踏まえ、丁寧に進めていただければと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

篠原委員：

以前、都の景観審議会の委員を務めたことがあります。

都内各地に超高層マンションが建ち始めた当時、知人から誘われて、森ビルにあるニューヨークの都市模型を見に行ったことがあります。ニューヨークのマンハッタンには高層ビルが多いイメージですが、ニューヨークの南北部分は高層区域になっているものの、中央部分は中層区域になっています。それを見て、都市計画でしっかりコントロールしているのだなと思いました。

その観点から言うと、都内各地に超高層ビル、特にマンションが建っているため、都市計画がどうなっているのかを都の担当者に質問したことがあります。そうしたところ地図が出てきて、「赤くなっているところは、高度制限がありません」と言われ、ああ、超高層マンションは、都内各地に建てることのできるのだなと驚きました。

都市景観の観点から見ると、この玉川上水の仕事ぶりは実によく、しっかりと基本を守りつつ、いろいろな要望が出たら、それに応えています。

以前にも言いましたが、景観、緑や史跡を着実に守っている玉川上水を軸として、都市計画に自然軸をリンクさせて、緑のネットワークを作る起点にしていきたい。水道局には、都市計画の部門、あるいは建築の方とも連携していただきたいと思っています。

サクラであったり法面であったりと、いろいろと課題はありますが、極めて大掴みに言えば実績を上げているわけで、そこには不安を抱いていません。

これが、僕の意見です。

亀山委員長：

激励とお褒めをいただいたというところでございます。ありがとうございます。

鶴田委員：

今更の質問で恐縮なのですが、千川上水の整備計画を見たときに、清流復活のみではなく、火災発生時の消防水利としての役割を担っているという記述がありました。玉川上水の中流部以降は、消防水利の役割を担っていないのでしょうか。

事務局（経理部長）：

平成の一桁の頃だったかと思いますが、東京消防庁と水道局とで協定を結んでいまして、災害のときには、玉川上水の水を活用するという内容の協定書があります。

どのような場合に発動するのか、どのように使うのかといった詳細は決まっていないようですが、そういった協定書はございます。

鶴田委員：

先ほど亀山委員長もおっしゃったのですが、インフラの価値として、単に遺構として水が流れているのではなく、いざとなったら、この水が本当に命の水になるかもしれない。災害のときに役に立つものとして維持されているものだと思うと、教育上、幼子の心に与えるインパクトは違うのではないかと思います。

だからこそ、本当に生きている水路として、だからこそ開渠で、このような保全管理をしていきたいということをアピールされたほうがいいのではないかと思います。

もちろん、細かい発動条件などが定まってないとしても、緊急時に、いざとなったら使える協定があるということは、都市に住んでいる者にも非常に安心感を与えるものだと思います。玉川上水があり、水が流れていてよかったと思う瞬間が来ないとも限りません。

生き物のネットワークとしても水場は大事ですので、生物多様性保全上も絶対に水が流れていてほしいのですが、人の暮らしと価値観にインパクトを与えるためにも、そういった記述があってもいいのではないかと思います。

今回、計画改定案に、災害時の対応が記載されました。災害時に活用できる機能があることも、加えていただければと思います。

亀山委員長：

ありがとうございます。

もう少し脱線させていただくと、最近、玉川上水にきれいな水を流すという話がありますね。これは本当のことなのか、どこの部局でやっておられるのか分かりませんが、私も夢ではないだろうと思っています。

できるだけきれいな水を流した上で、防災にも役に立つし、景観的にも役に立つし、生態系にも大事だというようなことを、将来的に目指していただくことがよいと思います。時折、そのような話が出てきますが、都庁の中では実際に動きはあるのでしょうか。

事務局（浄水部長）：

恐らくは、外濠浄化プロジェクトの話であらうかと思います。

外濠は停滞水となっており、アオコが発生しておりますので、どのようにきれいにするのか、どこから水を持ってこればよいのかという話がございます。基本的には、荒川の水と玉川上水から、きれいな水を流すという方向で検討しております。

実際にそうなるまでには、もう少し時間をかけて、課題の整理を進める必要がありますが、実現すれば、素晴らしいことではないかと思います。

都庁の中では都市整備局が主体となって、関係局を集めながら検討しており、水道局も参加しております。実現に向けて、これから乗り越えなければならないハードルもたくさんあるかと思いますが、一生懸命、取り組んでまいります。

亀山委員長：

ありがとうございます。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

計画改定案の最後のほうに、一言ぐらい「夢」と書いておいていただけたらいいのかなと思ったりもしました。

その他、いかがでしょうか。予定終了時刻は午後4時なのですが、特に御意見がなければ、ここで質疑を終わらせていただきたいと思います。

第1回の委員会で事務局より説明がありましたが、この委員会は水道局が史跡玉川上水整備活用計画について検討するに当たって、専門家の意見や助言を得ることを目的に設置されています。こうしたことから、私たちは本委員会の委員として様々な意見を申し上げてきましたが、今回の委員会での議論を踏まえて、事務局が計画の改定案を取りまとめるということです。委員長としては、この委員会の目的が果たせたのではないかと考えております。

最後になりますが、一番重要なことは、この計画に基づいて、しっかりと史跡玉川上水の管理をしていくことだと考えております。江戸・東京の発展を支えてきた史跡玉川上水を守り、将来に引き継いでいくことをお願いいたします。

それでは、事務局へ進行をお返しいたします。

事務局（用地担当課長）：

亀山委員長、ありがとうございました。

ただいま委員長から、委員会の目的を果たすことができたのではないかと御意見をいただいたところでございますが、事務局といたしましても、これまでの委員会の中で、整備活用計画について十分な御意見を賜れたのではないかと考えております。

従いまして、この委員会につきましては、本日の第5回委員会をもって最終回とさせていただきます。本日いただいた御意見を踏まえつつ、今後は事務局にて計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。改定計画の策定作業が終わりましたら、委員の皆様方にお知らせをさせていただきたいと思います。

また、策定作業が終わりましたら、この委員会も終了となりますので、その旨も併せてお伝えをさせていただきたいと思います。

昨年5月の委員会設置以来、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、お時間をいただきまして、貴重な御意見を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

今回で最終回となりますので、水道局長の西山から、委員の皆様方に御挨拶を申し上げます。

事務局（水道局長）：

水道局長の西山でございます。亀山委員長をはじめ委員の皆様、そして文化庁の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、本委員会に御出席をいただき、また、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

史跡玉川上水の中でも、中流部は素掘りのままの水路が多く残る区間であり、当局は、平成21年に策定した現計画に基づき管理を行ってまいりました。近年、大径木化した樹木等に起因する法面の形状変化や、ナラ枯れや台風等による倒木、枝折れといった課題が発生していたことから、昨年5月に本委員会を設置し、計画改定に係る検討を進めてまいりました。

委員の皆様には、本日を含め、5回の委員会や現地調査にも御参加をいただき、御議論をいただく中で、本日も出ておりましたが、ゾーニングや大径木の管理基準等で、貴重な御意見を頂戴いたしました。

また、文化庁の皆様からも、平成21年の計画策定時の経緯等も含めて、貴重な御助言をいただいたところでございます。

こうしたことによりまして、近年発生している諸課題への対処だけではなくて、一層、きめ細かな管理を行うための地域の特徴に応じた管理方針等も検討した上で、計画改定案を取りまとめることができました。

当局は、改定計画に基づきまして、今後、関係機関等と連携しながら、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する史跡玉川上水を守り、そして、本日頂戴した御意見も踏まえまして、未来に引き継いでまいります。

最後になりますが、亀山委員長はじめ、委員の皆様、そして文化庁の皆様、また、関係機関の皆様には2年間にわたり、多大な御協力を賜りましたことに改めて御礼申し上げます。

以上